

改正	平成17年3月31日条例第35号 〔労働組合法等の一部改正に伴う関係 条例の整理に関する条例第6条による 改正〕	平成29年3月31日条例第15号 〔北海道病院事業条例の一部改正に伴 う関係条例の整備に関する条例第2条 による改正〕
----	---	--

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、道の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、道民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者若しくは北海道警察本部（方面本部を含む。）若しくは警察署又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法律又は条例上独立に権限を行使することを認められたもの
ウ 行政庁が条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその長を含む。）

(2) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(3) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(5) 申請等 申請、届出その他の条例の規定に基づき道の機関等に対して行われる通知をいう。

(6) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例の規定に基づき道の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(7) 縦覧等 条例の規定に基づき道の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(8) 作成等 条例の規定に基づき道の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(9) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

一部改正〔平成17年条例35号・29年15号〕

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 道の機関等は、申請等（北海道収入証紙等の証紙を申請書等にはって行うものを除く。以下この条において同じ。）のうち当該申請等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、道の機関（前条第1号アに掲げる機関をいう。以下同じ。）が定めるところにより、電子情報処理組織（道の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関す

る条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の道の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該道の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、道の機関等は、当該申請等に関する他の条例の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 道の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、電子情報処理組織(道の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、道の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 道の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 道の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例の規定を適用する。

3 第1項の場合において、道の機関等は、当該作成等に関する他の条例の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、当該右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

(道の手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 道は、道の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 道は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 道は、道の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 知事は、道の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び

処分通知等その他行政手続等における情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(道の機関への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、道の機関が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第35号)

[労働組合法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第15号)

[北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則]

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表(第7条関係)

条例名	手続等の根拠規定	適用しないこの条例の規定
金属くず回収業に関する条例(昭和32年北海道条例第4号)	第7条第1項及び第9条	第4条